

内閣参質一〇一第四一号

昭和五十九年八月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長木村睦男殿

参議院議員中山千夏君提出松本市都市計画公園（松本運動公園）に対する補助金の交付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中山千夏君提出松本市都市計画公園（松本運動公園）に対する補助金の交付に関する質問に対する答弁書

一について

松本運動公園は、松本空港の西側の部分と東側の部分とからなるが、このうち、西側の部分については、長野県による整備が既に完了している。東側の部分については、現在、松本市による整備が行われており、その事業の内容は、次のとおりである。

施設の名称	園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設及び管理施設
面積	二十七・五ヘクタール

について

松本市が施行した松本運動公園に関する事業は、次のとおりである。

なお、昭和五十九年度における事業の内容については、松本市において検討中であると聞いている。

#### (+) 建設省所管事業

施 行 年 度	事 業 の 内 容	総事業費の額(単位 千円)	国庫補助金の額(単位 千円)
昭和四十二年度	用地の取得	七五、三九〇	○
昭和四十三年度	野球場 蹴球場	五五、六二〇 八、八一〇	○ ○
昭和五十年度	用地の取得	八一、一八〇	二七〇六〇

(二)

## 通商産業省所管事業

		昭和五十二年度	蹴球場	三、四九五
		用地の取得		○
		一八、〇〇〇		六、〇〇〇
	野球場	六、二七九	○	
昭和五十四年度	馬場	六、一二〇	○	
	舗装	二、八六〇	○	
昭和五十五年度	用地の取得、園路及び広場	四九、八六七	一七、〇〇〇	
昭和五十六年度	用地の取得及び広場	五五、七一五	一九、〇〇〇	
昭和五十七年度	修景施設及び駐車場	四七、〇七〇	一三、〇〇〇	
昭和五十八年度	野球場	八、一七〇	○	
	修景施設	三一、二九〇	一五、〇〇〇	

施 行 年 度	事 業 の 内 容	総事業費の額(単位 千円)	国庫補助金の額(単位 千円)
昭和四十九年度	福祉施設	六〇、五五〇	四二、八九〇
昭和五十二年度	福祉施設	三八、八五〇	三〇、六一五

(三) 文部省所管事業

施 行 年 度	事 業 の 内 容	総事業費の額(単位 千円)	国庫補助金の額(単位 千円)
昭和五十一年度	社会体育施設	二三一、九〇七	六、五〇〇

三から六まで及び八について

御指摘の発言等についてはその当時承知していなかつたが、調査の結果、次のように承知している。

(+) 松本市議会会議録によれば、昭和五十二年十二月の松本市議会において、松本市長は、松

本空港の将来のジェット化について県とも十分話しを進めている旨の発言をしている。

(二) 長野県議会会議録によれば、昭和五十四年六月の長野県議会において、長野県副知事等は、松本空港の整備拡充について、県内で十分に検討の上、将来の問題として必要があれば、県の大規模開発推進プロジェクトに加えたい旨の発言をしている。

(三) 株式会社日本空港コンサルタンツが作成して、昭和五十五年一月に長野県に提出した「現松本空港拡張可能性等調査報告書」の松本空港計画平面図では、松本運動公園の一部が空港の拡張予定区域に含まれている。

(四) 昭和五十七年に作成された「松本空港整備基本計画調査(修正版)報告書」では、市民プール、サッカーフィールド及び馬術競技場が移転物件とされている。

## 七について

長野県では松本空港の拡張の可能性について引き続き検討中であると聞いている。

## 九について

松本市に対する松本運動公園に係る補助金の交付については、法令に基づき適切になされているものと考へる。

## 十について

松本運動公園については、適切な保全がなされるよう松本市に対して指導してまいりたい。なお、情勢の推移等により、他の土地利用との調整の必要が生じた場合には、適切に指導していく考へである。